

市税を一時に納付できない方のために

「納税を猶予」する制度があります

制度の概要

《徴収の猶予》

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額2分の1を越える損失（赤字）が生じた場合をいいます。
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

上記に該当する事実があった場合は、市に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

※上記⑤は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった市税の納期限までに申請する必要があります。

《換価の猶予》

市税を一時に納付することにより、「事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある」などの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6か月以内に、市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合は、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※「申請による換価の猶予」のほか、市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

「徴収の猶予」及び「換価の猶予」に該当する事実がある場合は、猶予の適用を受けられる場合がありますので、収納課徴収担当にご相談ください。

猶予の効果

- ① 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

申請手続き

《提出書類》

- ① 「徴収猶予申請書」又は「換価猶予申請書」
- ② 「財産収支状況」
資産、負債、収支の状況がわかる書類（通帳の写し、借入証書、決算書など）
- ③ 担保の提供に関する書類
猶予の金額が100万円を超える場合は、担保が必要となるため「担保提供書」を提出してください。
- ④ 災害などの事実を証する書類（徴収の猶予の場合）
罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

《申請期限》

- ① 徴収の猶予：表面①から④に該当する場合の徴収の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
表面⑤に該当する場合の徴収の猶予については、その本来の納期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税等の納期限（修正申告を提出する日など）までに申請してください。
- ② 換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内

担保提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ① 国債や綾瀬市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ② 土地、建物
- ③ 市長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、市に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。（当初の猶予と合わせて最長2年）

市税を納期限までに納付できない場合には、お早めに収納課徴収担当へご相談ください。
市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じ延滞金が加算されます。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合は、財産の差押などの滞納処分を受けることがあります。

問い合わせ先：綾瀬市役所 収納課徴収担当 電話 0467-77-1111（代表）